

開発行為の一体性の判断について

森林法第5条で定める地域森林計画対象民有林において、「森林法に基づく 林地開発許可申請の手引き 茨城県農林水産部林政課（令和5年4月）」P.2 [参考] ○伐採の届出について（2）に記載されている、複数の届出が一体的な開発と判断するかについては、次の判断フローにより行います。

開発行為の一体性の判断フロー

区域	①同一の区域である				↓ No
	↓ Yes				
権利	②同一の人格が権利をもって開発を行う				
	↓ Yes				
時期	③同一の時期である				
	↓ Yes	↓ No		↓ No	
		④同一の開発計画である			
		↓ Yes	↓ No		
判断	一体的な開発と判断		一体的な開発と判断しない		

（留意事項）

- ・判断フローは、開発行為の一体性の判断に一般的に想定される項目に基づき作成したものであり、全ての事例に当てはまるものではありません。
- ・届出時に不明な点等がある場合は、必要に応じて、関係資料の提出等を求められることがあります。
- ・一体と判断された区域のうち、開発行為に係る森林の面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えると林地開発行為となり許可申請が必要となります。
- ・ご不明な点は、市町村又は農林事務所へご相談下さい。

（参考）「森林法に基づく 林地開発許可申請の手引き 茨城県農林水産部林政課（令和5年4月）」P.2 [参考] ○伐採の届出について

（2）複数の届出が以下の①、②、③の項目全てに該当する場合は、一体的な開発とみなし、林地開発許可が必要となる場合がありますので県に確認して下さい（P.11 参照）。

①区 域：以下のア、イ、ウいずれかに該当すること。

ア. 開発によって水害の恐れが生じる同一の区域（雨水排水が同じ河川等に流れ込む）内にあること。

イ. 道路、防災施設等を供用することを目的に設置していること。

ウ. 近接距離が60メートル未満であること。

②権 利：土地所有者、開発行為者等に関連性があること。

③時 期：以前に行った開発行為の完了時から3年未満であること。ただし、先行の開発行為の完了時から3年以上経過していても、同一の開発計画であることが明らかかな場合は、一体とみなす。